



公示第 17 号

空き家バンク登録に係る農地の別段の面積及び区域の設定について

農地法第3条第2項第5号の規定により、下記のとおり別段の面積及び区域を設定する。

令和2年11月9日

つがる市農業委員会
会長 山本康樹



1 設定区域 つがる市木造兼館燕口 44番 2

2 別段面積 1 m²

3 設定理由 上記設定区域の農地は五所川原圏域空き家バンクに登録された空き家等に付属した農地である。このままでは今後耕作の目的に供されないと見込まれ、適正な利用を図る必要がある。また、別段面積を引き下げた場合においても、周辺の農地等の効率的な利用に支障を生ずるおそれがなく、空き家利用者に管理及び利用されることが適當と考えられる。